

助成年度：平成 14 年度

[所属] 神戸大学 工学部

[役職] 教授

[氏名] 塩崎 賢明 (他計 4 名)

[課題]

大気汚染公害裁判和解後の環境改善の推進方策に関する研究

[内容]

本研究は、大気汚染問題の典型的地区である西淀川・尼崎・名古屋・川崎をとりあげ、これら地区での裁判闘争後の環境改善の停滞状況を把握し、環境改善の推進方策について考察したものである。

4 つの地域はいずれも長い裁判をたたかい、住民側にとって勝利的な和解を達成したが、和解条項にそった国等の施策は効果的に実施されず、現実の環境が全く改善されない状況が存在する。尼崎・名古屋におけるアンケート調査では、環境は改善されていないが、住民の多くは大気汚染が深刻化する以前から当該地域に居住し、定住意識は高い。

したがって、地域環境の改善は不可欠であるが、有効な施策は実施されていない。国側と住民側のいわゆる連絡会方式では限界があり、改めて患者等による施策実施をせまる力が必要であるとの認識から、尼崎では、公害等調整委員会へのあっせん申請が行われ、結局合意が成立した。その内容は、①大型車の交通量削減の実施、②環境ロードプライシングの一層の充実、③大型車の交通規制の可否の検討について警察庁に対して追加的検討を要請すること、④「連絡会」の公開⑤大型車の交通量低減に向け関係者との連携、などである。国側は、このあっせん合意を再び反故同然にすることなく、大型車交通規制の実施やロードプライシングの充実が求められるが、公害地域の再生を総合的に推進するためには、「公害地域再生特別措置法」のような新しい枠組が必要な段階に来ていると思われる。また、根本的な解決策のひとつである、高速道路の撤去事業の例として、韓国の清溪川復元プロジェクトをトレースした。